

平成27年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年11月25日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成27年11月25日（水）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 一般質問
- 第5 認定第1号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定第2号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第11号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第12号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第13号 訴えの提起について

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 澤里富雄君 | 2番 菅原恒雄君 |
| 3番 松田昇君 | 5番 内舘勝則君 |
| 6番 三浦隆君 | 7番 村田芳三君 |
| 8番 高橋守君 | 9番 柁屋伸夫君 |
| 10番 山本賢一君 | 11番 安部重幸君 |
| 12番 岩淵善朗君 | 14番 海老原正人君 |

15番 桜井博義君
17番 廣内和之君
19番 佐藤洋君
21番 阿部祐一君
24番 笹渡昇君
27番 千田力君
29番 田村剛一君
31番 北條喜久男君
33番 石原弘君

16番 石亀貢君
18番 五枚橋久夫君
20番 深澤重勝君
22番 小松則明君
25番 金沢秀男君
28番 石川章君
30番 合砂丈司君
32番 米倉清志君

欠席議員（4名）

4番 小原享子君
23番 中崎和久君

13番 及川修一君
26番 稲葉暉君

説明のため出席した者

| | | | |
|------------------------|-------|--------|--------|
| 広域連合長 | 谷藤裕明君 | 副広域連合長 | 民部田幾夫君 |
| 代表監査委員 | 菊池秀一君 | 事務局長 | 兼田英典君 |
| 次長兼 総務課長 | 浅沼聡君 | 業務課長 | 猿舘直美君 |
| 会計管理者兼 会計室長 事務代理 | 主浜照風君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 議会書記長 | 浅沼聡君 | 議会書記 | 鈴木健二君 |
| 議会書記 | 菊池一茂君 | | |

開会 午後 2時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） それでは、これより平成27年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名であります。

欠席の通告は、小原享子議員、中崎和久議員、稲葉暉議員、及川修一議員、以上4名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に1名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

浅沼書記長。

○議会書記長（浅沼 聡君） 朗読いたします。

議席番号12番 岩淵善朗議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番 松田昇議員、5番 内館勝則議員の2名を指名

いたします。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問を許します。

内館勝則議員、お願いいたします。

○5番（内館勝則君） 平成27年11月定例会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告に従って一般質問をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料増加抑制の取り組みについてお伺いするものであります。

高齢化率の進展に伴い、医療費が増加傾向にあり、平成27年1月1日現在の後期高齢者被保険者数は20万6,675人で、制度発足当初、平成20年4月の18万4,155人に比べ、2万2,520人、12.23%の増加となっており、毎年度平均2%程度増えております。また、県内総人口に対する加入率は16.11%となっており、医療費の状況を見ても年々増加している状況であります。

このような背景を見ましても、当広域連合の財政運営が年々厳しい状況になってきていると懸念しております。これまで、平成22・23年度、24・25年度の2箇年ごと、2度の保険料率を据え置き、不足財源10億円を充当してまいりました。しかし、26・27年度の保険料

改定において、保険料増加抑制策として、不足財源に国、県、広域連合がそれぞれ3分の1を拠出し積み立てた財政安定化基金16億円を充当しましたが、保険料率の上昇は避けられないとして、初めて保険料率の改定を行いました。

さらに、次期保険料改定時のポイント年度の28・29年度については、27年度末時点における剰余金の見込みは未確定であり、財政安定化基金も9億円のみであることから、保険料のさらなる上昇も予想されるとしています。このことは、毎年2月に後期高齢者医療広域連合の運営状況について公表されている指標でも明らかであります。

このような状況を鑑みますと、今後消費税率10%等を勘案しますと保険料率の増加は必至であり、極めて憂慮すべき喫緊の課題であります。当広域連合では、収納対策、高齢者の健康づくり、ジェネリック医薬品の普及啓発や重複・頻回受診者の訪問指導など、医療費適正化対策への取り組みを行っておりますが、保険料増加がもたらす影響と財政運営上の課題と解決策についてどのように考えているのか、保険料増加抑制の取り組みについて伺うものであります。

以上、段上からの質問とさせていただきます。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 内館勝則議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、保険料増加がもたらす影響についてであります。多くの被保険者の方々は年金のみの所得であり、低所得者の割合が高い状況から、保険料の負担増加は被保険者の生活に影響があるものと認識しております。

次に、財政運営上の課題と解決策についてであります。被保険者及び療養給付費が年々増加している状況であり、歳出に見合う歳入の財源確保が課題であると存じております。

平成28・29年度の保険料率の改定に向けては、この歳入財源を確保するため、財政安定化基金から約9億円の交付について岩手県と協議を行っておりますほか、26年度末の後期高齢者医療財政調整基金約7億4,000万円及び26年度の特別会計歳入歳出差引残高約75億円から27年度に償還しなければならない金額約58億円を差し引いた実質的な剰余金約17億円の活用を含めて、保険料の負担増加抑制について検討しているところであります。

また、国に対して、保険料の負担増加抑制のため、財政安定化基金の継続的な活用や新たな財政支援などについて、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望しているところであります。

次に、保険料増加抑制の取り組みについてであります。医療費適正化対策として、後発医薬品の普及啓発、柔道整復療養費の適正化、重複・頻回受診者訪問指導、医療費通知による適正受診の啓発などに努めているところであります。

また、保健事業として、市町村が実施する健康診査、歯科健診、人間ドック事業などに対する事業費補助を行うことにより医療費の増加抑制に努めているところであり、今後においても市町村と連携を図りながら、受診率の向上など事業の推進に努めてまいりたいと存じております。

以上、御質問にお答えいたしました。

○議長（菅原恒雄君） 再質問ですね。

内館議員。

○5番（内館勝則君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

同じような認識のもとに私ども議員も取り組ませていただいておりますが、今年の新聞紙上でも報道されましたけれども、平成29年4月に特例的な軽減措置を廃止するという報道がなされました。これにつきましては、医療保険制度改革の関連法に保険料見直しの規定がないわけでありまして、制度創設以来続けてまいりました特例的な軽減措置、最大9割でございますけれども、これを原則的に廃止して、本来の法律どおり、7割に戻すということでございます。

このことでございますが、後期高齢者医療保険の財政に、これを戻すということではどの程度の影響があるのか、大変危惧されるところでございます。先ほど連合長からも御答弁いただきましたとおり、この後期高齢者の制度は、低所得者の対策といえますか、そういった部分に重きを置きながらやっておるわけございまして、こういったことがなされると、一方では低所得者の保険料の滞納でありますとか、あるいは受診控えということも懸念されるわけでありまして、そのような対策、こういったことが懸念されるというふうに私は認識をしているわけですが、これらの対策についてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） お答えいたします。

まず、保険料の特例軽減の見直しということでございますが、国におきましては、国の予算措置ということで毎年予算を確保して実施しているところでございますが、議員御指摘のとおり、29年4月から原則に戻すというような方針を決定して公表しております。それで、

実施に当たっては、国におきましては、低所得者の方々を配慮しながら、段階、経過措置等も交えながら、丁寧に説明しながら実施していくというようなことも言っているわけですが、当広域連合といたしましても、全国協議会を通じて特例軽減の継続ということで要望をしているところでございます。

それから、そういった保険料が本則に戻ることによって保険料が上がると、本来の形に戻った場合に収納率低下等の懸念ということでございますが、26年度における収納率は99.5%ということで、26年度に料率改定したわけではございますが、25年度が99.54%でございましたので、0.04ポイント低下しているというような状況もございます。

特例が廃止されれば、またさらに大幅な負担ということになりますので、低所得者の方々、それぞれいろいろな事情等もおありだと思いますので、そういった事情等もお伺いしながら、実際の収納等の事務については市町村のほうで担当していただいているわけですが、市町村とも連携しながら、きめ細やかな対応をしていきたいと考えております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

○5番（内館勝則君） よろしいです。

○議長（菅原恒雄君） 以上で内館勝則議員の質問を終わります。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、認定第1号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） お手元に配付してございます議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第1号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。この議案書のほかに、別冊でございますけれども、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の1ページから8ペ

ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、5ページ、6ページをお開き願います。

歳入総括表でございます。

歳入でありますけれども、歳入合計、予算現額12億9,329万4,000円に対しまして、収入済額は12億9,330万5,430円でございます。予算額に対する収入済額の比率は100.0%でございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

歳出総括表でございます。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額12億9,329万4,000円に対しまして、支出済額は12億8,828万7,218円で、執行率は99.61%でございます。不用額は500万6,782円となっております。

4ページにお戻りいただきまして、表外下段をごらん願います。

平成26年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は501万8,212円となり、これを翌年度へ繰り越すこととなります。

詳細につきましては、会計管理者から御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

主浜会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（主浜照風君） 平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

お手元にお配りしている平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の9ページから18ページまでの事項別明細書に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形で御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、9ページ、10ページをごらん願います。

第1款分担金及び負担金の収入済額は1億8,000万円となっており、第1項負担金も同額となっております。事務局運営に要する事務費や職員の人件費など、共通経費に係る市町村の負担金でございます。

第2款国庫支出金は10億9,704万6,529円、第2項国庫補助金も同額となっております。

低所得者である被保険者の保険料軽減措置等に要する費用に対する国庫補助金でございます。

第4款財産収入は51万2,212円となっております。

11ページ、12ページをお開き願います。

第4款財産収入、第1項財産運用収入も同額の51万2,212円となっております。財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子収入でございます。

第6款繰入金は992万5,651円となっており、第1項基金繰入金も同額となっております。財政調整基金からの繰入金でございます。

第7款繰越金は517万6,377円となっております。前年度からの繰越金でございます。

第8款諸収入は64万4,661円、第1項預金利子が7,337円となっております。歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入予算額の割合により特別会計と案分し、計上しております。

第2項雑入が63万7,324円となっております。雑入の内訳につきましては、12ページの備考欄に記載のとおり、事務局職員用に借り上げている住宅の使用に係る職員の自己負担分などとなっております。

下段の歳入合計でございますが、予算現額12億9,329万4,000円に対しまして、調定額は12億9,330万5,430円で、収入済額も同額であります。

不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出でございますが、13、14ページをお開き願います。

第1款議会費は支出済額132万4,859円となっております。

第2款総務費は12億8,696万2,359円、第1項総務管理費が12億8,682万499円となっております。支出の内容につきましては、14ページ、16ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員人件費を派遣元市町村に支払う負担金や財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金などがございます。

次に、15、16ページの第2項選挙費は支出がございませんでした。

第3項監査委員費は14万1,860円となっております。

17ページ、18ページをごらん願います。

第4款予備費の支出はございませんでした。

以上の結果、下段でございますように、歳出合計は予算現額12億9,329万4,000円に対しまして、支出済額が12億8,828万7,218円となり、不用額が500万6,782円となったところがございます。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書のほか、地方自治法第233条第1項及び第5項に基づく実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する報告書を提出いたしておりますので、あわせて御参照いただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 地方自治法の規定に基づきまして、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長あて、審査意見を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、地方自治法など関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、計数は関係書類などにより照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認められました。

また、予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

以上、決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書をごらんいただきたいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ないようです。意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、認定第2号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

再度、別冊となっております平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の19ページから26ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、23ページ、24ページをお開きいただき、歳入総括表をごらん願います。

歳入でございますが、歳入合計、予算現額1,557億1,721万1,000円に対しまして、収入済額は1,582億579万9,348円で、予算額に対する収入済額の比率は101.59%となっております。

なお、不納欠損額が107万2,691円、収入未済額が1,224万4,342円となっておりますが、不納欠損につきましては、医療給付に係る返納金2件分でございます。債務者であるNPO法人が事実上解散していることによるもの及び被保険者が死亡し、かつ、その相続人が生活保護世帯になり、資力の回復が見込めないことによるものでございます。

また、収入未済額につきましては、第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金等でございます。

次に、25ページ、26ページをお開きいただき、歳出総括表をごらん願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額1,557億1,721万1,000円に対しまして、支出済額が1,506億6,994万6,322円で、執行率は96.75%でございます。不用額は50億4,726万4,67

8円となっております。

22ページにお戻りいただきまして、表外下段をごらん願います。

平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は75億3,585万3,026円となり、これを翌年度に繰り越すこととなります。

詳細につきましては、会計管理者から御説明を申し上げます。

よろし御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明があります。

主浜会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（主浜照風君） 平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

一般会計と同様に、歳入歳出決算書の27ページから50ページまでの事項別明細書に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形で御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、27、28ページをごらん願います。

第1款市町村支出金は収入済額239億2,632万1,575円、第1項市町村負担金も同額で、第1目事務費負担金が2億6,822万円となっております。制度運営に要する事務費など、共通経費に係る市町村の負担金でございます。

第2目保険料等負担金が116億2,323万3,138円、第1節保険料負担金が83億8,328万2,053円となっております。被保険者から徴収した保険料に係る市町村の負担金でございます。

29、30ページにまいりまして、第2節保険基盤安定負担金が32億3,791万6,585円となっております。保険料軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

31、32ページにまいりまして、第3節延滞金負担金が203万4,500円となっております。保険料の納付が遅れた被保険者から徴収した延滞金に係る市町村の負担金でございます。

次に、第3目療養給付費負担金が120億3,486万8,437円となっております。その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費のうち、公費負担分の12分の1に相当する市町村の負担金でございます。

第2款国庫支出金は551億1,019万5,640円、第1項国庫負担金が388億2,439万2,054円で、第1目療養給付費負担金が384億3,816万6,133円となっております。

33、34ページにまいりまして、第2目高額医療費負担金が3億8,622万5,921円となっております。いずれも後期高齢者医療給付に係る国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金が162億8,580万3,586円で、第1目調整交付金が162億3,323万6,000円となっております。広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある広域連合に交付される特別調整交付金でございます。

第2目保健事業補助金、第1節健康診査費補助金が4,036万8,000円。被保険者の健康診査実施に対する補助金でございます。

第3目総務費補助金、第1節医療費適正化事業費補助金が586万3,000円。後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等の実施に対する補助金でございます。

第4目特別高額医療費共同事業補助金が628万4,586円。国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の拠出金に対する補助金でございます。

第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金が5万2,000円。東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や、保険料の減免などの特例措置に対する補助金でございます。

第3款県支出金は129億2,374万3,670円で、第1項県負担金が120億7,923万6,026円となっております。

第1目療養給付費負担金が117億172万6,720円。35、36ページにまいりまして、第2目高額医療費負担金が3億7,750万9,306円となっております、いずれも後期高齢者医療給付に係る県の負担金でございます。

第2項財政安定化基金支出金は7億1,235万5,644円で、平成26年度及び平成27年度の財政運営期間における保険料率の増加抑制のための交付金でございます。

第3項県補助金は1億3,215万2,000円で、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金免除措置の継続に係る補助金でございます。

次に、第4款支払基金交付金は601億3,989万9,000円となっておりますが、これは現役世代が加入する被用者保険からの支援金として、医療給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は2,314万6,497円となっております。先ほど国庫補助金で御説明した国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金でございます。

37、38ページをお開き願います。

第6款財産収入でございますが、1万3,798円で、後期高齢者医療財政調整基金の預金利子でございます。

第8款繰入金でございますが、11億4,560万5,725円となっており、保険料軽減措置などの財源補填として後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れたものでございます。

第9款繰越金は47億6,048万7,776円で、後期高齢者医療特別会計における前年度からの繰越金でございます。

第11款諸収入は1億7,638万5,667円となっております。

第1項延滞金、加算金及び過料の収入はございませんでした。

39、40ページをお開き願います。

第2項預金利子は553万356円で、歳計現金の運用に係る利子収入でございます。

第3項雑入は1億7,085万5,311円となっており、第1目第三者納付金が1億5,978万9,288円、第2目返納金が912万4,610円、第3目雑入が194万1,413円となっております。

以上、歳入合計は下段にありますとおり、予算現額1,557億1,721万1,000円に対しまして、調定額は1,582億1,911万6,381円、収入済額が1,582億579万9,348円で、不納欠損額が107万2,691円、収入未済額が1,224万4,342円となっております。

次に、歳出でございますが、41、42ページをお開き願います。

第1款総務費は支出済額2億8,070万4,573円、第1項総務管理費が2億8,028万2,073円となっております。

第1目一般管理費も同額となっております。支出内容は42ページ、44ページの備考欄に記載しておりますが、主なものといたしましては、各種通知のための郵便料、後期高齢者医療制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借上料などがございます。

43、44ページをごらん願います。

第1款総務費、第2項賦課徴収費が42万2,500円となっております。被保険者の情報提供業務委託料が主な支出でございます。

次に、第2款保険給付費は1,453億3,590万1,397円となっております。被保険者が医療を受けたときの療養給付や自己負担が高額となった場合の軽減制度である高額療養費の給付など、保険給付に係る経費でございます。

第1項療養諸費が1,403億1,483万8,139円となっております。第1目療養給付費が1,395億6,787万828円、第2目訪問看護療養費が4億1,257万5,774円、第4目移送費が3万5,300円。45、46ページにまいりまして、第5目審査支払手数料が3億3,435万6,237円となっ

ております。この審査支払手数料は、国保連に委託している診療報酬等の審査支払業務に要する経費でございます。

第2項高額療養諸費は46億5,167万3,258円となっており、第1目高額療養費は45億5,518万7,327円、第2目高額介護合算療養費は9,648万5,931円となっております。

第3項その他医療給付費は3億6,939万円となっており、第1目葬祭費も同額となっております。お亡くなりになられた被保険者一人当たり3万円を葬祭費として支給したものでございます。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は6,552万8,643円となっております。県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございます。国及び県も同額を基金に拠出しております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は1,904万4,779円となっております。著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金でございます。先ほど歳入で御説明いたしましたが、この拠出金に対し国庫補助金が交付されております。

47、48ページをお開き願います。

第5款保健事業費は3億380万3,959円で、第1項健康保持増進事業費も同額となっております。

第1目健康診査費が2億5,947万2,517円となっております。市町村が実施した被保険者の健康診査費用に対する補助金が主な支出でございます。

第2目健康保持増進事業費が4,433万1,442円となっております。人間ドック等を実施した市町村への補助や歯科検診事業経費などでございます。

第7款基金積立金は7億536万2,798円となっております。平成25年度に設けました後期高齢者医療財政調整基金への積立金で、前年度繰越金から医療費精算に伴う国、県等への返還金や療養給付費への充当分を差し引きした残りを積み立てたものでございます。

第8款公債費の支出はございませんでした。

49、50ページにまいりまして、第9款諸支出金は39億5,960万173円で、第1項償還金及び還付加算金も同額となっております。

第1目保険料還付金は2,566万6,900円、第2目償還金は39億3,181万1,173円となっておりますが、備考欄に記載のとおり、平成25年度及びそれ以前の療養給付費等の確定に伴う国、県、市町村及び支払基金からの負担金、補助金及び交付金の精算に伴う返還金でございます。

第3目還付加算金は212万2,100円となっております。被保険者への保険料還付に伴い、発生いたしました還付加算金の市町村交付額でございます。

第10款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は表の下段でございますとおり、予算現額1,557億1,721万1,000円に對しまして、支出済額が1,506億6,994万6,322円で、不用額は50億4,726万4,678円となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査の結果の概要について御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、地方自治法など関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、計数は関係書類などにより照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認められました。

また、予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後におきましては、安定した制度運営と健全な財政運営に向けて、市町村との連携による保険料収納率の向上と返納金等の収入未済額の縮減に努めるとともに、適正受診の促進など医療費の適正化対策の強化と、保健事業実施計画に基づく、より効果的な保健事業の推進に一層取り組まれるよう望むものであります。

以上、審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書をごらんいただきたいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第11号及び議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第11号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第8、議案第12号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 次の説明から、「岩手県後期高齢者医療広域連合」の組織名については省略させていただきたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

議案書 3 ページをお開き願います。

まず、議案第11号「平成27年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,734万4,000円とするものであります。

議案書 4 ページ、5 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成27年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書についてもお目通し願います。

情報セキュリティ対策のため、事務局内部系ネットワーク端末を増設するほか、平成26年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金の積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書 6 ページをお開き願います。

議案第12号「平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60億2,127万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,610億317万1,000円とするものであります。

議案書 8 ページ、9 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

情報セキュリティ対策のため、後期高齢者医療広域連合電算処理システム系ネットワーク端末を増設するほか、第三者行為の医療費に係る損害賠償請求事件の訴訟のための初期費用を計上するものでございます。

また、平成26年度の療養給付費等について、国、県、市町村への返還金が生じるほか、平成26年度決算において剰余金が確定したため、財政調整基金への積立金の増額に係る所要額の補正を行うものであります。

また、議案書の10ページ、第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により、損害賠償請求事件訴訟弁護士報酬について債務負担行為とするものであります。

以上、議案第11号及び議案第12号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。
議案第11号及び議案第12号に対する質疑に入ります。
質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。
意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。
これより採決に入ります。
議案第11号及び議案第12号を一括採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第11号及び議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第13号「訴えの提起について」を議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の11ページをお開き願います。
議案第13号「訴えの提起について」であります。提案理由について御説明を申し上げます。
事件の名称、訴えの相手方及び事件の内容につきましては、議案に記載のとおりであります。
請求の趣旨としましては、被害者である被保険者に対し、当広域連合が療養の給付として378万9,848円を給付しており、給付の限度において被保険者が加害者に対して有する損害賠償の請求権を取得しておりますことから、加害者及び加害者の保証人に対して、民法第709条の規定により、支払うべき金銭の支払いの請求に係る訴えを提起するものであります。

以上、議案第13号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

海老原議員。

○14番（海老原正人君） 釜石市の海老原と申します。

1点お尋ねいたします。

この案件は、支払いに対する相手側の誠意もないということで裁判に提訴ということのようですが、実態としてはまさにそのとおりなのだろうと思いますが、ただ、相手方に対する情報につきまして、もう少し踏み込んだ提供をできればお願いしたいと思います。

例えば、相手方の年齢、それからこの加害者と保証人の関係は親子関係なのかどうか、さらにはその家族構成、家庭環境とか、そして就業しているとのことのようなのですが、収入とか、さらには資産の状況、そのようなことを含めて、もう少し相手方の詳しい情報提供をお願いしたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

○業務課長（猿舘直美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

加害者の状況でございますけれども、本人につきましては、年齢が現在は44歳でございます。もう一人の保証人でございますけれども、保証人は32歳という状況でございます。

この2人の関係ですが、加害者の弟が保証人という状況でございます。現在加害者につきましては盛岡市に、保証人は矢巾町にお住まいという、それぞれ別な生計を立てているという状況でございます。よって、年齢的にも生活のためには何らかの仕事をしているのかなというふうに推測しているところでございまして、この案件につきまして、広域連合といたしましては、その資産の調査というものが、一般の税と違いまして調査権がございませんので、できかねております。よって、個々の資産の状況という詳しい状況というのは把握してはおりません。

そういう状況で、加害者本人でございますけれども、事故以来、再三にわたって広域連合の職員が住所地に出向きまして、いろいろ調査を行ったところでございますけれども、なかなか本人にも会えないという状況が続いております。また、手紙を出しても、何ら返事がないと。電話もしてございましたけれども、相手は着信拒否をしているような状況ということで、

相手との交渉がなかなかできかねているという状況のもと、また、この時効が間近だという状況から今回の提訴ということで、御一考、お諮りしたいというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 海老原議員、よろしいですか。

○14番（海老原正人君） はい。

○議長（菅原恒雄君） そのほかにごございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、今期定例会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

閉会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 松 田 昇

署 名 議 員 内 舘 勝 則